

新潟市万代市民会館条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 10 月 10 日

新潟市長

中原ハ一

新潟市規則第 6 2 号

新潟市万代市民会館条例施行規則の一部を改正する規則

第 1 条 新潟市万代市民会館条例施行規則（平成 3 年新潟市規則第 4 6 号）の一部を次のように改正する。

別表多目的ホール以外の項を次のように改める。

多目的 ホール 以外	1 6 mm 映写機	1 台	1 回	8 0 0 円
	液晶プロジェクター	1 台	1 回	8 0 0 円

別記様式第 1 号、別記様式第 3 号、別記様式第 7 号及び別記様式第 8 号中「液晶プロジェクター・ビデオカメラ」を「液晶プロジェクター」に改める。

第 2 条 新潟市万代市民会館条例施行規則の一部を次のように改正する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表（第 8 条関係）

設備名		単位	利用区分	使用料の額 (円)
多目的 ホール	ボーダーライト	1 列	1 回	7 8 0 円
	サスペンションライト	1 列	1 回	1, 0 4 0 円
	スポットライト	1 列	1 回	1, 0 4 0 円
	アップパーホリゾンライト	1 列	1 回	1, 0 4 0 円

	ローアホリゾンライト	1列	1回	1,040円
	サイドスポットライト	1個	1回	390円
	ピンスポットライト	1個	1回	1,560円
	拡声装置	1式	1回	3,250円
	移動用拡声装置	1式	1回	1,560円
	移動用スピーカー（大）	1組	1回	1,560円
	移動用スピーカー（小）	1組	1回	580円
	映像調整装置	1式	1回	3,120円
	16ミリ映写機	1台	1回	2,860円
	スライド映写機	1台	1回	1,490円
	グランドピアノ（調律料を除く。）	1台	1回	2,860円
	電子オルガン	1台	1回	580円
	楽屋	1室	1回	1,040円
	電気受口（1kwにつき）	1個	1回	260円
多目的 ホール 以外	16ミリ映写機	1台	1回	1,040円
	液晶プロジェクター	1台	1回	1,040円

附 則

(施行期日)

1 この規則は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

(1) 次号に掲げる規定以外の規定 公布の日

(2) 第2条の規定 令和7年4月1日

(準備行為)

2 第2条の規定による改正後の新潟市万代市民会館条例施行規則（以下「新規則」という。）の規定に基づく使用料の徴収、免除及び還付並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は、前項第2号に掲げる規定の施行の日（以下「2号施行日」という。）前においても、新規則の規定の例により行うことができる。

(適用区分)

3 2号施行日前に、2号施行日以後の設備の利用につき当該利用の許可を受けたものから徴収する使用料の額は、新規則に規定する額とする。

4 前項の規定にかかわらず、第1項第1号に掲げる規定の施行の前日に2号施行日以後の設備の利用について当該利用の許可を受けているものから徴収する使用料の額は、なお従前の例による。